

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)の素案について

(↓千葉の海パッケージデザイン：「万祝」アレンジ柄)



1 計画の策定について

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

○ 千葉県廃棄物処理計画について

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、県内における廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項等に関して県が定めるもの。
- ・ 現計画である第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に次期計画である第11次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

○ 千葉県食品ロス削減推進計画について

- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定により、食品ロスの削減の推進に関する事項について廃棄物処理計画と調和を保ちながら、県が定めるもの。
- ・ 第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)を食品ロス削減推進計画として位置づけていることから、廃棄物処理計画と同様に令和7年度中に次期計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

なお、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても引き続き位置付けるが、同計画は令和8年度に新計画を策定予定であるため、策定後は現計画を新計画に統合する予定である。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

1 計画の策定について

○ 千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)での審議

- ・ 両計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)の意見を聴いた上で、策定する。

○ 策定までのスケジュール

時 期	内 容
令和7年 8月1日(金)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 骨子案の審議
11月10日(月)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 素案の審議
12月中	パブリックコメント(PC)の実施・市町村への意見聴取
令和8年 2月上旬	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 PCを踏まえた処理計画(最終案)の審議
3月	計画策定・公表

2 第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
岡山部会長	プラスチックをはじめ資源循環の促進のため、広域化した市町村等における資源ごみの品目統一の調整を県にお願いしたい。	資源ごみの品目統一について、令和8年度末を目途に策定予定の長期広域化・集約化計画の協議会等で、市町村等と検討してまいります。
岡山部会長	広域化に関して、上記のほか、市町村等がプラスチックの分別回収を実施するための進め方や費用に関する情報提供、可能であれば施設建設に関する支援もお願いしたい。	プラスチックの回収方法などのごみ処理体制について、令和8年度末を目途に策定予定の長期広域化・集約化計画の協議会等で、市町村等と検討してまいります。
岡山部会長	一般廃棄物収集運搬業者等の処理費用は20～30年変わっておらず、待遇の悪さによる人材不足が深刻化している。 ごみ処理が進まなくなる懸念があることから、市町村等へ収集運搬費用等の引き上げを要請していただきたい。引き上げが難しい市町村等には、県が何らかの支援をしていただきたい。	国から令和6年9月に労務費の適正な価格転嫁に関する通知が出されており、県から市町村に対して当該通知内容をお知らせしました。国の通知で示されている入札や契約手続に関する留意事項等について、研修会や会議など様々な機会を通じて事例を示しながら説明していく予定です。 また、市町村等が労務費等の適切な価格転嫁を促す必要があることや、持続可能な一般廃棄物処理体制を検討することを素案91ページに記載しました。
岡山部会長	リチウム蓄電池等について、廃棄方法が非常に分かりにくく、外装による判断でプラスチックごみに混入することもあるため、廃棄について市町村等に注意喚起を行っていただきたい。 また、呼び方が統一されていないリチウムイオン電池内蔵の小型電子機器について、千葉県として名称や廃棄ルールを定め、市町村等に情報提供や調整を行っていただきたい。	リチウム蓄電池等の分別回収や適正処理を更に徹底することが求められているため、安全な処理体制の構築を市町村とともに図ることを素案86～87ページに記載しました。 また、リチウムイオン電池内蔵の小型電子機器について、国の呼び方に合わせ「リチウム蓄電池等」で記載を統一しました。

2 第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
藤倉委員	「3 県の廃棄物の現状」で、ストックヤードや食品ロスについて触れてもよいのではないかな。	食品ロス量及びヤードの状況を「3 県の廃棄物処理の現状」で整理し、 <u>素案18ページ、36～37ページ</u> に記載しました。
藤倉委員	上流側つまり循環した資源を実際に使う段階の話も入れなければ循環経済が成立しないため、例えば、行政による再生品の活用、民間企業による脱プラスチックの取組なども、言及してよいのではないかな。	事業者のRenewable(再生可能な資源への代替)の取組を促すことや、再商品化事業者が求める品質・量の循環資源が供給されるよう、関係団体と連携したマッチングを実施することなど、循環経済への移行に向けた取組を <u>素案52～72ページ</u> に記載しました。
藤倉委員	目標値の設定について、例えば、県のGDPを産業廃棄物排出量で割ることで、廃棄物は減らしつつ経済を動かす「環境効率性」といった指標を、循環経済に関するサブ指標として設けてはどうか。	産業廃棄物排出量の目標値の達成状況と、循環経済に関する各取組の目標の達成状況について、毎年度、県で確認し当部会に報告することで、循環経済への移行に向けた進捗状況を把握することとさせていただきたいと考えています。
藤倉委員	脱炭素に関する施策の中で、「廃棄物処理業における適応」という観点を入れても良いのではないかな。 この暑さの中で5年後に現在の収集体制が継続できるかという労務面の課題や、正常に機能できるのかという問題がある。	廃棄物分野の脱炭素化だけでなく、人口減少等にも対応するため、AI等のデジタル技術を活用する取組を <u>素案78～79ページ</u> に記載しました。
中村委員	「3R」という言葉がなくなったことが、もったいないと感じた。 3Rは小学校の子どもたちにも随分浸透しているし、県が使う言葉は非常に影響力があるため、3Rという言葉がなくなるのはどうなのかなと感じる。	「6 展開する施策」において、当初「循環経済への移行の推進」としていましたが、「3R等の取組による循環経済への移行の推進」に施策名を修正しました。

2 第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
岩楯委員	食品ロスを削減しようとしても、現実的には食品ロスは発生するため、それをバイオマス資源としてどのように活用するのかを明確にした方が良い。	食品ロスを含めた食品廃棄物をバイオマス資源として活用することについて、家庭用コンポストの普及促進と絡めて、 <u>素案64ページ</u> にコラムとして掲載しました。 また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、飼料化などの再生利用を促進することを <u>素案63ページ</u> に記載しました。
岩楯委員	プラスチックを再生しても、それを使用してくれるところが現実的にまだまだ少ない。 県として、プラスチックの利用促進につながる施策をより強く進めていただきたい。	再商品化事業者が求める品質・量の循環資源が供給されるよう、関係団体と連携したマッチングを実施することや、プラスチック資源の積極的利用に向けて国に提案・要望を行うことを <u>素案58ページ、67ページ、69ページ</u> に記載しました。
岩楯委員	コンクリートの再生砕石も用途が限られ、利用先が減っている。 プラスチックと同様に、出口戦略についても県で考えていただきたい。	コンクリートを含めた建設副産物について、再生砕石などの再生資材の利用促進を図ることを <u>素案68ページ</u> に記載しました。
岩楯委員	建設費の高騰などの理由により、市町村では廃棄物処理施設の建設するのが難しいという点について、民間で受入れが可能。 許可等の手続に3年半～5年程度かかり、計画当初から状況が変わる可能性があるので、手続の時間短縮に向けた協力や支援をお願いしたい。	再資源化と脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設について、県における手続の迅速化・簡素化を検討することを <u>素案68ページ、76ページ、90ページ</u> に記載しました。
岩楯委員	一般廃棄物の収集体制について、例えば、週休二日制を市町村等で導入すれば、業務状況はかなり改善されるのではないかと。 日曜日は既に収集していないところが多いので、土曜日も休みにすることを含めて検討いただきたい。	一般廃棄物の収集における週休二日制の導入について、県から市町村に対し、研修会や会議などの場で業界の声として伝えてまいります。

2 第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
川口委員	佐倉市では「4R」の一つとして、「リフューズ」、つまり不要なものを最初からもらわない、という考え方を掲げており、この観点を本計画に入れていただけないか。	佐倉市の4Rの取組について、 <u>素案54ページ</u> にコラムとして掲載しました。
川口委員	リチウムイオン電池について、県として分かりやすく「ここに持って行けばよい」という出口情報を早急に周知していただきたい。	10月、県ホームページに、リチウム蓄電池等の県内市町村の廃棄方法や問合せ先を記載したリンクページを追加しました。 また、県ホームページやSNSを活用し分別排出の徹底を図ることを <u>素案86～87ページ</u> に記載しました。
川口委員	広域化を進める際には、地域の実情に合わせ、自治体が小規模で自前の処理を希望する場合は、その意向を尊重するようにしていただきたい。	市町村等の意向を尊重しながら、令和8年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を進めてまいります。
川口委員	家庭用コンポストについて、具体的な導入事例や活用方法を提示することで、市町村や市民に使ってもらえると思う。 肥料として活用できる利点もあるため、推進をお願いしたい。	家庭用コンポストによる堆肥化やメリットなどについて、 <u>素案64ページ</u> にコラムとして掲載しました。
宮脇前部会長	家庭用コンポストの普及について、県から各市町村に対し、「こうすればもう少し普及が進むのではないか」といった周知方法や工夫のアドバイスを行うことも有効ではないか。	
宮脇前部会長	一般市民や事業者の方々に、循環経済の理解がまだ十分に浸透していない。 循環経済の考え方を広く発信し、理解を深めていただきたい。	循環経済の考え方や、循環経済につながる取組などについて、 <u>素案10ページ</u> にコラムとして掲載しました。 また、循環経済の理解促進を図ることを <u>素案72ページ</u> に記載しました。

3 第11次計画の構成

赤字は、第10次計画からの変更箇所

第10次千葉県廃棄物処理計画		第11次千葉県廃棄物処理計画	
		将来ビジョン	・冒頭に2050年に向け県が県民、事業者、市町村等と共有すべき将来ビジョンを掲示
第1章 計画の基本的事項		第1章 計画の基本的事項	
1 計画改定の背景		1 計画改定の背景	
2 策定方針		2 策定方針	
3 計画の位置付け及び計画期間		3 計画の位置付け及び計画期間	
4 計画の対象とする廃棄物		4 計画の対象とする廃棄物	
第2章 社会の動向		第2章 社会の動向	
1 国外の動向		1 国外の動向	
2 国内の動向		2 国内の動向	
第3章 県の廃棄物処理の現状		第3章 県の廃棄物処理の現状	
1 一般廃棄物		1 一般廃棄物	
2 産業廃棄物		2 産業廃棄物	
3 計画目標の進捗状況		3 計画目標の進捗状況	
第4章 県が取り組むべき課題		第4章 県が取り組むべき課題	・「不適正ヤードへの対策」を追加 ・「PCB廃棄物の適正処理の推進」を削除
第5章 基本方針と計画目標		第5章 基本方針と計画目標	
1 本計画の基本方針		1 本計画の基本方針	
2 計画目標		2 計画目標	
第6章 展開する施策		第6章 展開する施策	
1 施策体系		1 施策体系	
2 展開する施策		2 展開する施策	
(1) 3Rの推進		(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進	
(2) 適正処理の推進		(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進(新設)	
(3) 適正処理体制の整備		(3) 適正処理の推進	
(4) 万全な災害廃棄物処理体制の構築		(4) 適正処理体制の整備	
		(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	
第7章 計画の推進		第7章 計画の推進	
1 各主体の役割		1 各主体の役割	
2 進行管理		2 進行管理	

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)素案の概要(1/2)

将来ビジョン 「めぐる経済、まもる環境」～豊かな千葉を次の世代へ～

赤字は、第10次計画からの変更箇所

1 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

・**出口側の循環利用率の伸び悩み、排出量の削減、不法投棄の防止等**の課題に引き続き対応する必要がある。
・食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、人口減少に伴う担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応が必要である。

1.2 策定方針

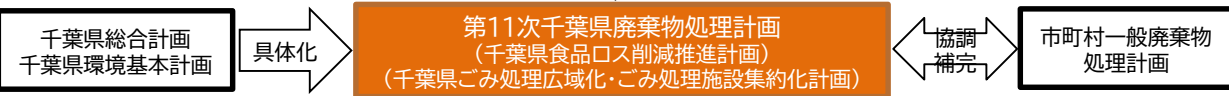
・廃棄物処理の現状と課題及び第10次計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画や千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第5次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

1.3 計画の位置付け及び計画期間

(1)計画の位置付け

・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、県の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
・食品ロスの削減の推進に関する法律で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。
・「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付ける。

国の方針・計画
○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)
○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月策定)
○第5次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)



千葉県バイオマス活用推進計画
千葉県災害廃棄物処理計画
千葉県海岸漂着物対策地域計画
千葉県PCB廃棄物処理計画
等

(2)計画期間

・令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画

1.4 計画の対象とする廃棄物

・一般廃棄物(特別管理一般廃棄物含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)

2 社会の動向

2.1 国外の動向

(1)循環経済への国際的転換 (2)国際的な資源獲得競争 (3)食品廃棄物等の循環利用 (4)製品の有効利用や再生材の利用拡大 (5)気候変動問題

2.2 国内の動向

(1)循環経済への移行 (2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の変容 (3)食品ロスの削減 (4)安定的・効率的な施設整備及び運営 (5)災害廃棄物処理システムの強靱化 (6)廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

- (1)ごみの排出量
・ごみの排出量は、平成18年度以降減少傾向
- (2)ごみの資源化等
・出口側の循環利用率は、近年伸び悩み、横ばい
・プラスチック製容器包装の収集は、32市町村で実施
- (3)最終処分量
・最終処分量は、平成28年度以降減少傾向
- (4)食品ロス量
・食品ロス量は、減少傾向
- (5)市町村におけるごみ処理費等の状況
・市町村がごみ処理に要した費用は、増加傾向
930億円(H30)⇒1,053億円(R5)
・ごみ処理の有料化は、37市町村で導入
- (6)ごみの不法投棄等
・ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられる
廃家電不法投棄 3.1千台(H30)⇒2.3千台(R5)
- (7)一般廃棄物処理施設等の整備状況
・ごみ焼却施設の87%が稼働してから15年以上経過
・最終処分場の残余年数は増加傾向
7.6年(H30)⇒8.8年(R5)
- (8)災害廃棄物対策
・災害廃棄物処理計画は、全54市町村で策定
25市町村(R3.2)⇒全54市町村(R6.3)
- (9)し尿処理
・し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向
77万kL(H30)⇒72万kL(R5)
・し尿処理施設の77%が稼働してから15年以上経過

3.2 産業廃棄物

- (1)排出量
・排出量は、令和元年以降増加傾向
- (2)処理・処分状況
・出口側の循環利用率は、近年横ばい
・最終処分量は、減少傾向
- (3)適正処理の推進
・不法投棄量は減少傾向(H30は大規模投棄あり)
1,481万t(H29)⇒64,500万t(H30)⇒1,177t(R5)
・不法投棄の残存件数・量は、横ばい
4,019千t(H30)⇒4,027千t(R5)
- (4)産業廃棄物処理施設の整備状況
・産業廃棄物最終処分場は、減少傾向
21施設(H30)⇒20施設(R5)
・最終処分場の残余年数は減少傾向
18.1年(H30)⇒17.6年(R5)
- (5)バイオマスの活用の促進
・バイオマス資源の利用率は、増加傾向
78%(H30)⇒79%(R2)
- (6)ヤードの状況
・自動車ヤード数は、近年横ばい
・金属スクラップヤード等の事業場数は、437件(R7.3)

3.3 第10次計画の目標の進捗状況

・最新の実績データである令和5年度実績と第10次計画の目標値を比較し、進捗状況を整理

	区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
		基準年度	実績値	目標年度	
一般廃棄物	■排出量	206 万t	194 万t	183万t以下	△
	■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507 g	482 g	440g以下	×
	■出口側の循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上	×
	■最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物	■排出量	1,752 万t	1,875 万t	1,690万t以下	×
	■出口側の循環利用率	49.7%	48.5%	52%以上	×
	■最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下	○

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)素案の概要(2/2)

4 県が取り組むべき課題

社会的動向や県の廃棄物処理の現状を踏まえ、県が取り組むべき主な課題を以下のとおり設定する。

- (1)県民、事業者と連携した3R+Renewableの推進
- (2)食品ロスの削減の推進
- (3)プラスチック等資源の循環利用
- (4)不法投棄の未然防止
- (5)人口減少・高齢化社会への対応
- (6)持続可能な適正処理の確保
- (7)地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進
- (8)ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進
- (9)災害廃棄物処理体制の強化
- (10)不適正ヤードへの対策
- PCB廃棄物の適正処理の推進

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

〇みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のための循環経済への移行

千葉県環境基本計画で示す将来の姿『みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が廃棄物等に係る取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進することで、地域と調和した循環経済への移行を進める。

〇多様化する新たな問題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

特に、循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった業界横断的対応が必要になる課題に、柔軟に対応する。

〇県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化する。

5.2 計画目標

- ・令和5年度を基準年度とし、令和12年度を目標年度とする数値目標を定める。
- ・目標値の設定は、令和7年2月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示された目標値を基本とする。

目標項目		R5	R12
		実績値	目標値
一般廃棄物	排出量	194万t	178万t以下
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	482g	440g以下
	出口側循環利用率	22.6%	28%以上
	一人一日当たりごみ焼却量(新規)	644g	560g以下
	最終処分量	10.7万t	10万t以下
産業廃棄物	排出量	1,875万t	1,690万t以下
	出口側循環利用率(%)	48.5%	49%以上
	最終処分量	26.7万t	24万t以下

6 展開する施策

赤字は、第10次計画からの変更箇所

(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進

- 1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進
- 2 食品ロスの削減
- 3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進
- 4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進
- 5 循環資源等の利活用の促進
- 6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)
- 7 環境学習等の推進

(2)廃棄物分野の脱炭素化の推進(新設)

- 1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進
- 2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進
- 3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用

(3)適正処理の推進

- 1 排出事業者における適正処理の促進
- 2 有害廃棄物の適正処理の推進
- 3 再生土の適正利用の推進
- 4 不適正なヤードの一掃
- 5 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- 6 海岸漂着物の処理の推進
- 7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施
- 8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応
- 9 処理困難物や高齢化社会等への対応

(4)適正処理体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)
- 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 4 県全体における適正処理体制の整備
- 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

(5)万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 1 平時からの備えの強化
- 2 発災時の迅速な対応

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

・県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。

7.2 進行管理

・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。

4 展開する施策における各取組

赤字は、第10次計画から変更・追加した取組

(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進

1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進

P52～

- ・プラスチックごみの削減
- ・分別排出の徹底
- ・九都県市の連携による普及啓発
- ・リユース関連情報の収集、提供及び発信
- ・**Renewable(再生可能な資源への代替)の推進**
- ・表彰の実施
- ・ごみ処理有料化の促進
- ・**市町村におけるプラスチック等の分別収集等の支援**
- ・市町村との意見交換会・研修会の実施
- ・**市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援**

2 食品ロスの削減 P59～

- ・「ちば食品ロス削減エコスタイル」の推進
- ・教育・学習の振興、普及啓発等
- ・食品関連事業者等における取組の支援
- ・食品ロスの発生実態や取組状況の把握
- ・情報の収集及び提供
- ・未利用食品の有効活用や再生利用の推進

3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進 P65～

- ・事業系一般廃棄物の排出抑制の促進
- ・多量排出事業者による排出抑制等に関する指導の実施
- ・中小排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施
- ・排出事業者による適正な委託処理の確保

4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進 P66～

- ・県庁から排出される廃プラスチックの再資源化
- ・廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供
- ・**リチウム蓄電池や太陽光パネル等の処理困難物の再資源化の推進**
- ・**市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援(再掲)**
- ・**再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化**

5 循環資源等の利活用の促進 P68～

- ・グリーン購入の推進
- ・溶融スラグの利用の促進
- ・建設副産物に係る再生利用等の促進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- ・**プラスチック資源の積極的利用に向けた国への提案・要望**

6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導) P69～

- ・容器包装リサイクル法
- ・家電リサイクル法
- ・小型家電リサイクル法
- ・建設リサイクル法
- ・自動車リサイクル法
- ・食品リサイクル法

7 環境学習等の推進 P71～

- ・3Rの推進に関する多様な学習機会の提供
- ・**循環経済(サーキュラーエコノミー)の理解促進**

4 展開する施策における各取組

赤字は、第10次計画から変更・追加した取組

(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進

1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進 P73～

- ・ ごみ処理における高効率な発電・熱回収施設の整備促進
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
- ・ 再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化(再掲)

2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進 P76～

- ・ バイオマス資源の活用の推進
- ・ 農業におけるバイオマス資源の活用の推進
- ・ 下水汚泥等の資源化利用の推進
- ・ SAFの導入促進

3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用 P78～

- ・ 廃棄物の収集運搬の効率化・省力化の促進
- ・ AIを活用した廃棄物処理施設の自動運転による効率化・省力化の促進
- ・ AIとロボット技術による廃棄物の自動高度選別の実用化促進

(3) 適正処理の推進

1 排出事業者における適正処理の促進 P80

- ・ 電子マニフェストの普及促進
- ・ 優良産廃処理業者認定制度の活用
- ・ 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

2 有害廃棄物の適正処理の推進 P81～

- ・ PCB廃棄物の適正処理の推進
- ・ アスベスト廃棄物の適正処理の推進
- ・ 感染性廃棄物等の適正処理の推進
- ・ 水銀廃棄物の適正処理の推進

3 再生土の適正利用の推進 P82

- ・ 再生土条例の適正な運用

4 不適正なヤードの一掃 P83

- ・ 自動車リサイクル法、自動車ヤード条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・ 金属スクラップヤード等規制条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・ 有害使用済機器の適正処理指導の実施

5 環境美化意識の向上と実践活動の推進 P83

- ・ ごみの散乱等の防止対策の促進

6 海岸漂着物の処理の推進 P84

- ・ 海岸漂着物の回収・処理の推進
- ・ 海岸漂着物の発生抑制対策の推進

7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施 P84～

- ・ 不法投棄等の監視指導体制の整備
- ・ 不適正処理に対する指導の徹底等
- ・ 不法投棄等廃棄物の撤去指導等の徹底及び支障除去対策の実施

8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応 P85～

- ・ 指定廃棄物の処理の促進
- ・ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進

9 処理困難物や高齢化社会等への対応 P86～

- ・ リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理
- ・ 太陽光パネルの適正処理
- ・ 高齢化社会への対応
- ・ 廃棄物処理事業継続計画策定の促進

4 展開する施策における各取組

赤字は、第10次計画から変更・追加した取組

(4) 適正処理体制の整備

1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理

- ・ ごみ処理における高効率な発電・熱回収施設の整備促進(再掲)
- ・ 市町村における既存のごみ処理施設の徹底した活用
- ・ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保
- ・ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

P88

2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲) P89

3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理 P90

- ・ 再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化(再掲)
- ・ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進
- ・ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保
- ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

4 県全体における適正処理体制の整備 P91～

- ・ 一般廃棄物処理体制の検討
- ・ 公的関与の可能性の検討
- ・ 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の推進

5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望 P92

(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

1 平時からの備えの強化 P93～

- ・ ごみ処理施設の強靱化
- ・ 市町村における初動対応力の強化
- ・ 人材の育成・確保
- ・ 仮置場の選定
- ・ 千葉県災害廃棄物処理計画の見直し
- ・ 関係団体との連携
- ・ 広域処理体制の整備

2 発災時の迅速な対応 P95

- ・ 廃棄物処理の支援
- ・ 協力体制の構築